

連絡事項等

- ・ ①障がい者虐待防止体制の徹底について
- ・ ②加算等変更の届出について
- ・ ③指定更新について
- ・ ④指定障害福祉サービス事業所等指定申請書の変更について
- ・ ⑤WAMNET、災害時WAMNETについて
- ・ ⑥BCPについて
- ・ ⑦業務管理体制の整備について
- ・ ⑧事故、事件および不祥事等発生時の報告について
- ・ ⑨こども性暴力防止法の施行について
- ・ (参考)福井県障がい福祉・精神保健相談所(旧総合福祉相談所)の移転について



①-1 障がい者虐待防止体制の徹底について

～ R6年度の福井県における障がい者虐待の状況 ～

▼ 施設従事者における障がい者虐待の相談・通報件数と事実が認められた事例の件数

市町等への相談・通報件数	47件	※昨年より11件減
障がい者虐待の事実が認められた事例の件数	17件	※昨年より3件減
被虐待数	29名	※昨年より8名増

昨年度から若干件数は減ったが、人口比で見ると全国1位(1.8件/10万人)

▼傾向

- ・ 身体的虐待→心理的虐待→経済的虐待・性的虐待の順が多い
- ・ 被虐待障がい者の障がい種別：知的障がいが多い
- ・ 虐待を行った職種：生活支援員が多い。次いで、看護職員・サビ児管が多い

①-2 障がい者虐待防止体制の徹底について

～ 虐待の主たる発生要因 / 虐待の未然防止の取組 ～

1 「教育・知識・介護技術等に関する問題」

→ ・質の高い支援に取り組む体制づくり(人材育成、研修機会の提供)

2 「職員のストレスや感情コントロールの問題」

→ ・虐待防止責任者を含む、虐待防止委員会の整備
(職場環境の確認と改善、ストレス要因が高い労働条件の見直し等)

3 「倫理観や理念の欠如」

→ ・法人や障害者福祉施設等の「理念」「使命」を明確に掲げること
・人権意識が組織として醸成されるには、管理者のゆるぎない意識と姿勢
・暴力・暴言による威嚇、抑制は「現場の都合」ではなく、法令違反

①-3 障がい者虐待防止体制の徹底について

令和4年度から法令で義務化となった項目～全てできていますか？～

- (1) 虐待防止委員会の定期(年1回)開催、従業員への結果周知
 - (2) 従業員への定期(年1回以上)の虐待防止研修実施
 - (3) 虐待防止のための責任者の設置
 - (4) 身体拘束適正化委員会の定期(年1回)開催、従業員への結果周知
 - (5) 身体拘束適正化指針の整備
 - (6) 従業員への定期(年1回以上)の身体拘束適正化研修実施
-

①-4 障がい者虐待防止体制の徹底について

～ チェックしてみましょう ～

体制は整っているか

- 倫理綱領、行動規範等を定めている
- 虐待防止チェックリスト、マニュアルの作成がある
- 緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続き等が明確化され周知されている
- 苦情相談窓口を設置し、苦情解決に努めている

取組は行われているか

- 虐待防止に関する研修を実施している
- 知識や技術向上を目的とした研修を実施している
- 管理者等は、職員の意見や要望を聞く場を設けている
- 事故・ヒヤリハットの報告書を活用している

②-1加算等変更の届出について

○特例

前年度実績を用いる基本報酬や加算、福祉・介護職員等処遇改善加算の計画書について

提出期限…令和8年4月15日(水)必着

提出方法…メール(または電子申請)

加算提出用メールアドレス: syogai-2@pref.fukui.lg.jp

(※5MBを超えると届かないこともあるので、分割ください。)

電子申請URL:

(者): <https://shinsei.e-fukui.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=bxjGM0I7>

(児): <https://shinsei.e-fukui.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=c68v3gZM>

※通常の加算は前月15日までの提出

※詳細は令和8年3月5日付事務連絡参照

(年度末年度始めの基本報酬および加算の届出に係る取扱いについて)

②-2加算等変更の届出について

●令和8年度処遇改善加算計画書について

継続して算定する場合も毎年度計画書の提出は必要です。

計画書の様式がR8年度より変更となっておりますので、ご注意ください。

○令和8年4月または5月から算定する場合(特例的な取扱い)

→令和8年4月15日【必着】

※期限に間に合わない場合、算定開始は令和8年6月以降になります。

○令和8年度の途中(令和8年6月以降)から加算を算定する場合

→加算算定開始月の前々月末までに提出

(例:6月1日から算定する場合は4月末日)

○年度途中に対象事業所の追加・区分変更等の変更届を提出する場合

→変更が生じる月の前月15日までに変更届と変更後の計画書を提出

②-3加算等変更の届出について

○**前年度の実績等を基に**届け出る基本報酬 ※報酬区分に**変更がなくとも提出必須!**

- ①就労移行支援
- ②就労継続支援A型
- ③就労継続支援B型
- ④就労定着支援
- ⑤地域移行支援

※就労継続支援A型については、届出とは別に必ずスコア表を**公表**すること

○**前年度実績を用いる**加算 ※変更がある場合は提出必須!

年度当初に算定要件を満たしているか自己点検を行ってください

例) 人員配置体制加算、目標工賃達成指導員配置加算、目標工賃達成加算、夜間支援等体制加算など

②-4加算等変更の届出について

○自己評価結果の公表と届出 ※毎年度提出必須！

→障害児通所支援事業所は毎年度ガイドラインに基づいた自己評価の実施必須

対象サービス：児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

評価様式、ガイドラインは↓に掲載

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shougai/jikohyouka.html>

未対応の場合、利用児全員について減算適用(所定単位数の15%)

○支援プログラムの作成及び公表 ※R7.4.1以降対応必須！

→対象サービス：児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援

5領域(「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画(「支援プログラム」)の作成及び公表必須 未対応の場合、減算適用(所定単位数の15%)

③指定更新について

○指定更新とは…指定を受けてから6年ごとに更新を受けなければ、
期間の経過によってそれらの効力を失う(失効)

→指定更新申請が必要(指定有効期限の1か月前×)

(例)指定有効期限…R8.3.31

→指定更新申請×…R8.2.28

各自、事業所の有効期限を確認し、

必ず締切までに指定更新書類を提出してください

④指定障害福祉サービス事業所等指定申請書の変更について

【指定申請書等の様式変更について】

○概要

障害福祉分野における生産性向上および手続負担の軽減を図るため、これまで指定権者(都道府県、指定都市、または中核市)ごとに異なっていた様式について、下記のとおり、国が標準様式を定めました。

○変更様式

・指定障害福祉サービス事業所等指定申請書(様式第1号)、指定障害福祉サービス事業所等変更届出書(第2号)

○施行期日

令和8年4月1日

○留意事項

- ・県HPに順次様式をアップしていきますので、令和8年4月1日以降は、新様式を使用いただきますようお願いいたします。
- ・すでに作成されているものにつきましては、記載し直す必要はありません。

⑤-1 WAMNET、災害時WAMNETについて

【WAMNETについて】

○利用者の権利擁護およびサービスの質の向上等に資する情報提供の環境整備を図るため、指定障害福祉サービス等にかかる情報公開制度が実施されています

○報告期限

(既に指定を受けている事業所)

- ・毎年度報告開始日 : **5月1日**
- ・毎年度報告期限日 : **7月31日**

※令和7年度より、経営情報の入力が必要化されています。

令和6年度の決算情報 : **令和8年3月31日まで**

令和7年度以降の決算情報 : **毎会計年度終了後、3か月以内**

カテゴリ			
法人等に関する事項 ▲	事業所等に関する事項 ▲	従業者に関する事項 ▲	サービス内容に関する事項 ▲
利用料に関する事項 ●	事業所運営に関する事項 ▲	システムからの連絡先 ●	経営情報 ①
			承認者へ申請する

詳細はこちら : [障害福祉サービス等情報公表制度 | 厚生労働省](#)

○留意事項

- ・入力必須項目をすべて入力したうえで申請してください。
- ・毎年度報告が必要です。既に公表されている情報に変更がない場合でも、「**変更がない**」旨の報告が必要となります
- ※ボタン操作一つで届出が完了する「一括更新」の機能があります
- ・令和6年度より「情報公表未報告減算」が創設されています。**報告がない場合減算となりますのでご注意ください。**

⑤-2 WAMNET、災害時WAMNETについて

【災害時WAMNETについて】

- 台風、大雪等の災害発生時に、事業所が被災状況や安否情報を報告し、国・県・市と共有を図るためのシステムが運用されています。
- 事前の登録について
下記リンクを参照し、連絡先等について事前登録を行ってください。
※事業所の基本情報はWAMNETに登録済みのものが反映されます
<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shougai/disastersystem.html>
- 担当者名、**連絡先電話番号・メールアドレスなど登録内容に変更があった**とき
上記に掲載されている「災害時情報共有システムに係る事業所情報登録票」を提出してください。
- 災害発生時の運用について
 - ・台風や大雪、地震等が発生した、もしくは発生が見込まれる場合はシステムを通じて報告依頼のメールが発信されます。メールの案内に従って報告を行ってください。
 - ・被災状況報告は複数回実施可能です。報告後に被害が発生した場合は改めて報告を行ってください。
 - ・**発災時は報告内容をもとに支援の有無、程度を検討します。**
 - ・**発災初期はWAMNETと別に、県から事業所へ個別聞き取りを行うこともあります。**

⑥業務継続計画(BCP)について

【業務継続計画(BCP)について】

- 令和6年4月1日以降、策定が指定基準上の義務となっています。
 - ・未策定の場合、減算の対象となり、指定更新を受けることができません。

【避難計画等の策定について】

- 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について
 - ・「浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域」に位置する要配慮者利用施設には計画の策定・訓練が義務づけられています。
 - ・その他、BCPに定める内容に従い避難訓練等の定期的な実施をお願いします。

○原子力災害時避難計画の作成等について

原子力発電所から半径30km圏内(嶺南地区、丹南地区)の障害者支援施設等には避難計画の策定および避難訓練等の実施について協力をお願いしています。

発電所	対象市町(おおむね30km圏内)
敦賀発電所	敦賀市、美浜町、南越前町、越前市、越前町、若狭町、小浜市、池田町、鯖江市(、福井市)
美浜発電所	美浜町、敦賀市、若狭町、南越前町、小浜市、越前市、越前町
大飯発電所	おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町
高浜発電所	高浜町、おおい町、小浜市、若狭町

⑦業務管理体制の整備について

- 全ての指定障害者(児)施設・事業者は、法令遵守等の業務管理体制の整備に関する届出が必要です(未届の場合、減算処置有)
- 変更等ある場合は、必ず変更届をご提出ください。
- 事業所等の所在地によって届出先が分類されます。
(厚生労働省、県、中核市、市町村等)
- 届出については、障害者総合支援法、児童福祉法の根拠条文ごとに行う必要があります。

(参考)県ホームページ「業務管理体制の整備について」

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shougai/syogai-gyoumukanri.html>

⑧事故、事件および不祥事等発生時の報告について

○事故等が発生した場合には、基準省令に定める「事故発生時の対応」を遵守し適正かつ速やかな報告・対応を行うこと。

(報告の範囲)

- (1) 利用者の怪我または死亡
- (2) 食中毒または感染症の発生
- (3) 無断外出により警察に行方不明者届をしたもの
- (4) 職員(従業員)の法令違反、不祥事等の発生
- (5) その他、報告が必要と認められる事故の発生

(参考) 県ホームページ「事故、事件および不祥事等発生時の報告について」

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shougai/jikohoukoku.html>

○消費者事故に該当する場合には、県が消費者庁および厚労省・こども家庭庁へ報告し事故情報データベースシステムに概要が公表されるため、類似事故防止の観点から確認を行うこと。

(参考) 県ホームページ「事故、事件および不祥事等発生時の報告について」

<https://www.jikojoho.caa.go.jp/ai-national/>

⑨-1 こども性暴力防止法の施行について

令和8年12月25日よりこども性暴力防止法が施行されます。

・対象事業者: 指定障害児入所施設、指定障害児通所支援事業所

・求められる取組

①安全確保措置…被害の早期把握のための相談体制の整備等

②犯罪事実確認…従事者の性犯罪前科の有無の確認

③防 止 措 置…性暴力のおそれがあると判断される従事者のこどもとの
接触回避策等

④情報管理措置…性犯罪前科等の情報の適正な管理

※参考: こども性暴力防止法に関する各種資料の掲載先 (こども家庭庁ウェブサイト)

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

⑨-2 こども性暴力防止法の施行について

・今後のスケジュール

令和8年1月	こども性暴力防止法ガイドライン策定 <div style="border: 1px dashed orange; padding: 5px; margin-top: 10px;">※いまから着手が必要なこと ・就業規則の整備等 ・従業員への周知</div>
～令和8年4月末	こども性暴力防止法関連システム利用のためのGビズIDの登録（県より依頼済）
令和8年4月～7月	システム利用のための事業者情報の登録（県より依頼）
令和8年5月（予定）	国よりマニュアル・研修教材の公表 <div style="border: 1px dashed orange; padding: 5px; margin-top: 10px;">※施行までに対応が必要なこと ・法で求める体制整備 ・GビズIDの登録</div>
令和8年12月25日	法施行

令和7年11月1日(土)移転

福井県障がい福祉・精神保健相談所

〒910-0846

福井市四ツ井2丁目8-1

FAX:(0776)58-3719

E-mail:fukusiso@pref.fukui.lg.jp



◇ 各課連絡先 ◇

- 障がい者支援課〔身体・知的〕
TEL(0776)84-8232
- 精神保健福祉課〔精神〕
TEL (0776)84-8233
- 受付時間
午前8時30分～午後5時15分
(休)土曜・日曜・祝日・年末年始



♡こころの相談 専用回線♡

- ホッとサポートふくい
こころの相談電話
TEL(0776)58-3710
- 受付時間
午前9時～午後5時
(休)土曜・日曜・祝日・年末年始

★来所(面接)相談の場合は、電話で
予約をお願いします。

- 費用は無料
- 相談内容について、秘密は守られます。
お気軽にご相談ください。



障がい者支援課 TEL(0776) 84-8232

身体や知的に障がいのある方や家族・市町・事業所等への助言・援助

身体障がい

・専門的な相談と判定

〔 来所
巡回および定例相談

身体障がいに関する相談に応じます。

- ・補装具：義肢、装具、車椅子、補聴器などの相談および判定など
- ・自立支援医療（更生医療）：
心臓機能障害、腎臓機能障害などの障がいを軽減、改善するための医療給付の判定など



障がい者虐待防止・権利擁護



- ・使用者虐待の通報等の受理
⇒ 労働局への報告
- ・市町への専門的助言や指導など

知的障がい

・専門的な相談と判定

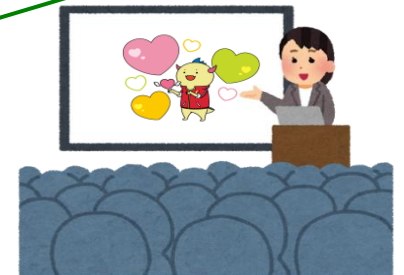
〔 来所
巡回および定例相談

知的障がいに関する相談に応じます。
18歳以上の療育手帳の判定・交付を行っています。



市町・事業所等への助言・援助

市町、障がい福祉施設担当者に対する研修や助言・援助



●精神保健福祉課：TEL(0776) 84-8233

心の健康、精神障がいのある方の精神医療に関すること

●ホッとサポートふくい TEL (0776)58-3710

こころの相談、ストレス対策、ひきこもり支援、依存症回復支援など

●精神科救急情報センター TEL (0776)58-2750

こころの相談

ひきこもり・依存症含む
来所相談(予約制)

9時～16時

電話相談

9時～17時

(祝日及び年末年始を除く)

家族

学校

仕事

人間
関係

心身
の不調

一人で悩まず、
お気軽にお電話
ください。



ひきこもり支援

(ひきこもり地域支援セン
ター)

フリースペース

嶺北：火・木曜日

(引き続き光陽庁舎にて開催)

嶺南：金曜日

親の会

嶺北：第3火曜日

嶺南：第1月曜日

第3金曜日

依存症回復支援

依存症(アディクション)を
考えるセミナー月1回 毎
月第1水曜日

依存症回復プログラム

原則 毎週水曜日

15時30分～17時

依存症家族教室

原則 偶数月いずれかの

水曜日

15時～16時30分

精神科救急情報 センター

精神症状の悪化による緊急
性の高い精神科の医療相談
について電話で対応します。

かかりつけ医がある場合は、
かかりつけ医にご相談くださ
い。

24時間対応

その他・・・

精神医療審査会の運営、
精神医療、精神保健福祉手帳に関
する審査および発行、
精神科病院における虐待通報専用
窓口の業務を行っています。





交通のご案内



〒910-0846 福井市四ツ井2丁目8-1
「福井県障がい福祉・精神保健相談所」

- *電車:えちぜん鉄道「福井口駅」下車 徒歩約5分
- *京福バス:福井駅西口バスターミナル①番のりば
「36系統 県立病院丸岡線」「39系統 大和田丸岡線」乗車
「県立病院」下車 徒歩5分
- *すまいるバス:福井駅西口バスターミナル⑥番のりば
「東ルート」城東・日之出方面
「県立病院口」下車 徒歩6分
- *車:JR福井駅から約10分(約2km)
こども療育センター前の駐車場をご利用ください。

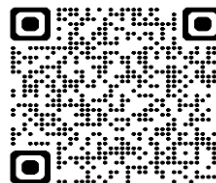
駐車場:車でお越しの方は、ゲートで駐車券を取り、敷地内駐車場
(正面向かって左側)に停めて、正面玄関からお入りください。
降車時に駐車券をお持ちください。



動画はこちら
福井県障がい福祉・精神保健相談所
3階事務所までを動画で案内



ホームページはこちら



集団指導を終了します。



- はぴりゅう手話LINEスタンプ発売中！
(詳細はこちら↑)